

静岡県企業局管理規程第10号

静岡県企業局は、静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成28年12月27日

静岡県公営企業管理者
企業局長 望月 誠

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子（<u>育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして、次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（<u>育児休業法に規定する子をいう。以下同じ。</u>）を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 第10条の3から前条まで（<u>同条第1項第4号を除く。</u>）の規定は、<u>第15条の2に規定する日常生活を営むのに支障のある者（以下「要介護者」という。）</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ</p>	<p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の6 第10条の3から前条（<u>第1項第4号を除く。</u>）までの規定は、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、<u>父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生</u></p>

る職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第10条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第10条の10 第10条の7から前条まで（同条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、要介護

活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。第10条の7第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次項で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第10条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」と同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(1) 職員と同居している祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者

(3) 職員と同居している子の配偶者、配偶者の子、孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る。）

(4) 前各号に掲げる者のほか生計を一にする親族

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第10条の10 第10条の7から前条（第2項第1号及び第2号を除く。）までの規定は、要介護者を

者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の7第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第10条の9第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(部分休業)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第15条第1項第10号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(特別休暇)

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する

介護する職員について準用する。この場合において、第10条の7第1項中「3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは「公務の運営に支障がある場合」と、第10条の7第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第10条の9第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(部分休業)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第15条第1項第10号の規定による特別休暇又は第15条の3の規定による介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(特別休暇)

第15条 職員は、次の各号のいずれかに該当する

場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

(1)～(9) (略)

(10) 職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合 1日2回各々60分以内で必要と認める期間

(11)～(18) (略)

(19) 次条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内で必要と認める期間

(20)～(22) (略)

2～8 (略)

(介護休暇)

第15条の2 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 職員と同居している祖父母、配偶者の祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者

(3) 職員と同居している子の配偶者、配偶者の子、孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る。）

(4) 前各号に掲げる者のほか生計を一にする親族

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々

場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

(1)～(9) (略)

(10) 職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合 1日2回各々60分以内で必要と認める期間

(11)～(18) (略)

(19) 要介護者の介護その他の管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内で必要と認める期間

(20)～(22) (略)

2～8 (略)

(介護休暇)

第15条の2 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が前項に

が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員の申出に基づき、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条第1項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

5 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は30日をもって1月とする。
(介護時間)

第15条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条の規定による部分休業又は第15条第1項の規定による特別休暇（生児を育てる場合に限る。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(特別休暇及び介護休暇の承認)

第15条の3 (略)

2 管理者は、介護休暇の請求について、第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

3 (略)

4 管理者は特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇等)

第24条 (略)

2～5 (略)

6 職員は、介護休暇を受けようとするときは、様式第3号による介護休暇承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、第15条の2第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第15条の4 (略)

2 管理者は、介護休暇の請求について、第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

3 管理者は、介護時間の請求について、前条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

4 (略)

5 管理者は特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇等)

第24条 (略)

2～5 (略)

6 職員は、介護休暇又は介護時間を受けようとするときは、様式第3号による介護休暇承認申請簿により、あらかじめ所属長等に申請し、その承認を受けなければならない。なお、介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

7 所属長等は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第10項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

8 職員は、第6項の申出に基づき前項若しくは第10項の規定により指定された指定期間を延長

して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第10項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿等に記入して、所属長等に対し申し出なければならない。

9 所属長等は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第7項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

10 第7項又は前項の規定にかかわらず、所属長等は、それぞれ、申出の期間又は第7項の申出に基づき第7項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第8項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第15条の4第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 (略)

11 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第15条の3の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第15条の2第2項に規定する指定期間については、所属長等は、

管理者の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

- 3 前項に規定する職員の申出は、第15条の2第2項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿等に記入して、所属長等に対し行わなければならない。
- 4 所属長等は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿等に記入して、所属長等に対し申し出なければならない。
- 6 所属長等は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、所属長等は、それぞれ、平成29年1月1日から第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり規程第15条の4第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
（準備行為）

- 8 第3項の指定期間の申出は、この規程の施行の日前においても行うことができる。